

法人版事業承継税制に係る 特例承継計画の提出期限の延長

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した改正が令和 4 年度税制改正により行われました。

事業承継税制とは

事業承継税制は、法人版と個人版の 2 種類が存在しており、法人版であれば自社株式、個人版であれば事業用資産を対象に、これらの資産を後継者へ異動するにあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予及び免除する制度です。

対象となる会社又は個人事業者・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内に申告を行うとともに猶予税額及び利子税の額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等一定の事由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

令和 4 年度税制改正

令和 4 年度税制改正により行われた改正は、法人版事業承継税制の特例措置に係る部分です。具体的には、特例措置の適用を受けるための「特例承継計画」の提出期限が 1 年延長され、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日となりました。

参考：国税庁 HP「事業承継税制特集」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm> ほか

*My K o m o n ニュースレターより引用

留意点

法人版事業承継税制の「特例承継計画」の提出期限は延長されましたが、特例措置の適用期限は延長されていない点に留意します。

また、個人版事業承継税制を適用するには「個人事業承継計画」の提出が必要となります。この適用期限は、法人版事業承継税制による改正後の提出期限と同日です。他方、適用期限は異なっていますので、法人版と個人版で期限を見誤らないように注意しましょう。

事業承継税制	特例（個人事業）承継計画の提出期限	制度の適用期限
法人版（特例措置）	令和 6 年 3 月 31 日	令和 9 年 12 月 31 日
個人版	令和 6 年 3 月 31 日	令和 10 年 12 月 31 日

提出した計画を実行しなくても問題ありません。不測の事態を想定して計画の提出をしておく、という方法もあります。計画の提出にご興味のある方は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

2022 年 6 月 ～お仕事備忘録～

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めにご手続きしておきましょう。

個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6 月から新年度の特別徴収税額となります。6 月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の場合は、各市町村へ申請をして承認を受けることで毎月納入する特別徴収税額について納期の特例が受けられます。納入期限は毎年 6 月 10 日と 12 月 10 日の年 2 回です。

毎月の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問 OK です！

日程 2022 年 06 月 24 日(金)

時間 10 時～17 時（受付 9 時 45 分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000 円（税抜）【定員 5 社様】

*おひとり様追加毎に +5,000 円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibLyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*5 月 9 日（月） 5 月誕生会

5 月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp